

# 全国国税局資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 議事日程

令和6年11月11日(月)～11月12日(火)開催 【対面形式】

予定時間	議題			番号	
<b>11月11日 (月)</b>					
13:15～13:25	10	課税部長 訓示			
13:25～13:35	10	資産課税課長 挨拶			
13:35～13:45	10	資産評価企画官 挨拶			
13:45～14:45	60	コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営	【意見交換】	1	
14:45～15:00	15	《休憩》			
15:00～15:45	45	環境変化に伴う資産税調査事務の将来像	【意見交換】	2	
15:45～16:25	40	データ活用の事務運営への実装	【意見交換】	3	
16:25～16:40	15	相続税申告のオンライン利用率の向上に向けた取組	【説明・取組共有】	4	
16:40～17:20	40	機動課の取組について	【意見交換】	5	
<b>11月12日 (火)</b>					
10:00～10:40	40	国際化への対応について	【意見交換】	6	
10:40～10:45	5	KSK2導入後の事務運営を踏まえた今後のシステム開発について	【説明】	7	
10:45～10:55	10	KSK2導入に向けた取組	【説明】	8	
10:55～11:00	5	《席替え》			
11:00～12:00	60	資産評価事務当面の課題	【意見交換】	9	
12:00～13:00	60	《休憩》			
13:00～13:05	5	事務管理の徹底	【説明】	10	
13:05～13:10	5	監督評価事務	《監督評価官室》	【説明】	11
13:10～13:20	10	監察官室からの連絡事項	《監察官室》	【説明】	12
13:20～13:25	5	滞納の未然防止の取組	《徴収課》	【説明】	13
13:25～13:30	5	査察事務の現状と課税部との連携	《査察課》	【説明】	14
13:30～13:35	5	連絡事項			
		令和6年分確定申告への対応	【資料配付】	15	
		内部事務のセンター化	《内部事務センター化PT》	【資料配付】	16
		税理士法違反行為への対応について	《税理士監理室》	【資料配付】	17
		消費税室当面の課題	《消費税室》	【資料配付】	18

全国国税局（所）資産課税課長・機動課長・資産評価官名簿

(令和6年11月)

区分 局名	資産課税課長				機動課長				資産評価官			
	氏名	着任年月	前任官職	前々官職	氏名	着任年月	前任官職	前々官職	氏名	着任年月	前任官職	前々官職
札幌	よしいり しゅうじ	6.7	5.7	4.7					わたなべ かつのぶ	4.7	2.7	旭川中税務署 副署長
	義煎 秀二								渡部 克修			
仙台	くらなり ゆりこ	6.7	5.7	4.7					ふかさわ まさき	5.7	3.7	仙台中税務署 特別国税調査官（総合調査）
	倉成 由利子								深澤 真樹			
関東信越	なかきた あつし	6.7	5.7	4.7		5.7	4.7	浦和税務署 副署長	やながわ ひでかず	5.7	4.7	浦和税務署 副署長
	仲北 篤								柳川 秀和			
東京	きちせ ただふみ	6.7	5.7	4.7		5.7	4.7	課税第一部 資産評価官	きむら ゆか	5.7	3.7	東京派遣監督評価官 統括国税実査官（富裕層担当）
	吉瀬 唯史								木村 夕香			
金沢	かつもり つよし	5.7	3.7	1.7					いな けいじ	4.7	3.7	金沢国税不服審判所 国税審判官
	勝森 剛								稻 敬示			
名古屋	なかもり まさし	6.7	5.7	4.7		5.7	3.7	査察部 統括国税査察官	つじ ひであき	3.7	1.7	広島局 課税第一部 国税訟務官 訟務官
	中森 正								辻 英明			
大阪	いのうえ こうじ	6.7	4.7	3.7		4.7	2.7	税務大学校 総合教育部 教授	のぶなが ひろし	3.7	1.7	葛城税務署 副署長
	井上 浩二								信永 弘			
広島	もうり とおる	6.7	5.7	4.7					さんだんばた けいぞう	4.7	2.7	広島国税不服審判所 副審判官
	毛利 徹								三反畠 敬三			
高松	みやおか かつひと	6.7	5.7	4.7					うの りょういち	5.7	3.7	松山税務署 特別国税調査官（総合調査）
	宮岡 勝人								宇野 僚一			
福岡	たのうえ けんじ	6.7	5.7	4.7					こが つとむ	5.7	3.7	八幡税務署 副署長
	田上 健二								古賀 務			
熊本	まつだ としあき	5.7	4.7	3.7					いせ ひろし	5.7	4.7	大分税務署 特別国税調査官（開発調査）
	松田 敏昭								伊勢 宏			
沖縄	みやざと まさや	5.7	4.7	3.7								
	宮里 真也											

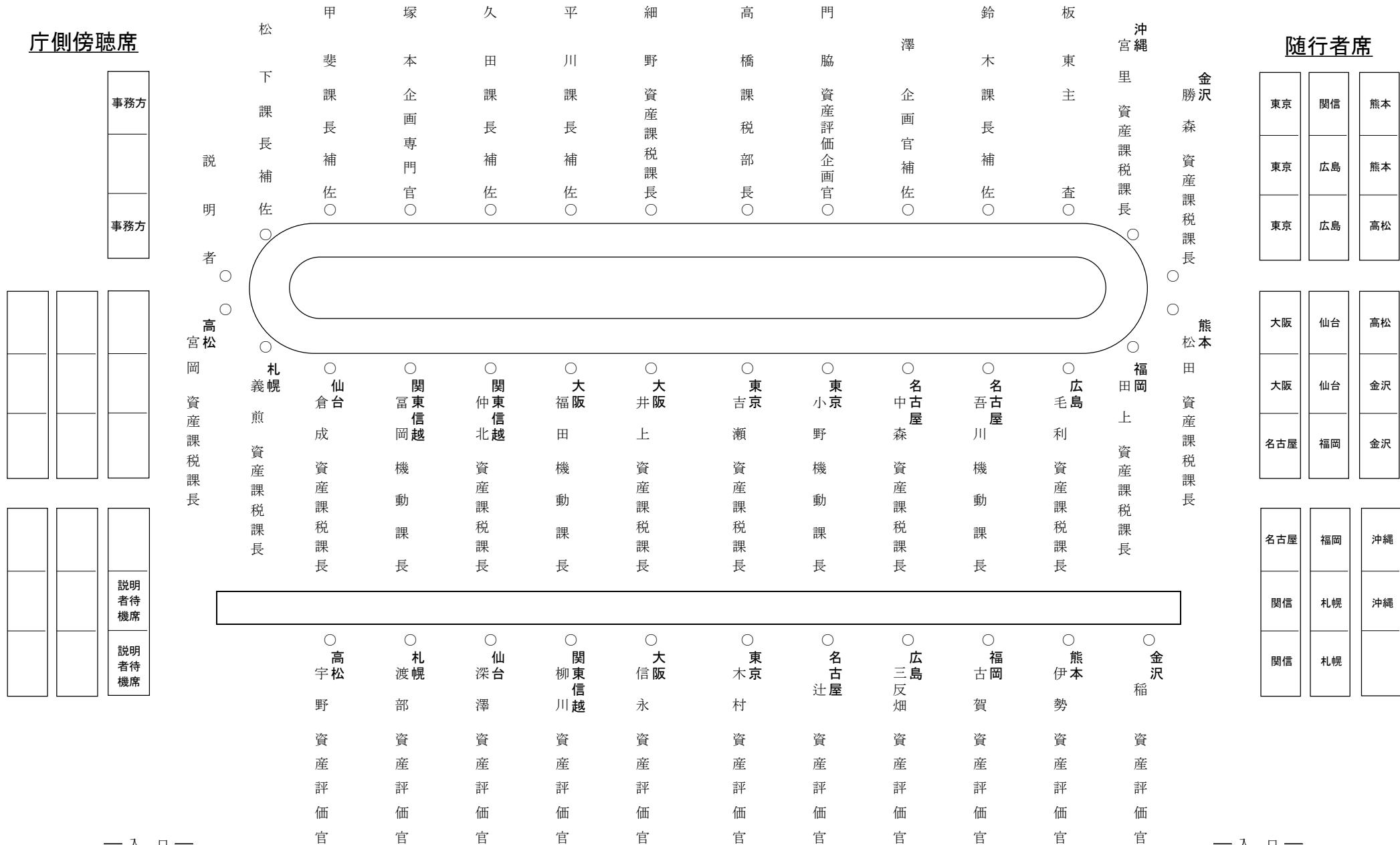
資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 随行者名簿

区分 局(所)名	随行者氏名	役職	出席日	
			1日目	2日目
札幌	きたじま けいじ 北嶋 恵士	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	ささき ひろむ 佐々木 裕務	資産評価官	評価係長	○ ○
仙台	ながの としひこ 永野 俊彦	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	きむら かつゆき 木村 勝幸	資産評価官	評価係長	○ ○
関東信越	あだち こう 安達 剛	資産課税課	主査	○ ○
	まるやま けんすけ 丸山 顕右		連絡調整官	○ ○
	しのはら えみこ 篠原 絵美子	資産評価官	主査	- ○
東京	ほうべん みなど 方便 南斗	資産課税課	主査	○ ○
	やたがい しゅうじ 谷田貝 修士		連絡調整官	○ ○
	いたぐら ゆうり 板倉 由利枝	資産評価官	主査	- ○
金沢	おのでら むさし 小野寺 武志	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	やまだ てつや 山田 哲也	資産評価官	主査	○ ○
名古屋	こじ ひろき 小西 宏季	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	つかもと さとし 塙本 悟史		主査	○ ○
大阪	のぶとう あきのり 延藤 彰紀	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	ただ ともひろ 多田 智宏		主査	○ ○
広島	とだ ひろし 戸田 博敏	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	なかもと たかし 中元 隆司	資産評価官	主査	○ ○
高松	まつえ ゆうすけ 松英 裕亮	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	のづ なつこ 野津 奈都子	資産評価官	評価係長	○ ○
福岡	つみ こうへい 堤 康平	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	さんのみや けいた 三宮 慶太	資産評価官	主査	○ ○
熊本	えのもと ひろふみ 榎本 裕文	資産課税課	連絡調整官	○ ○
	きさぬき ひろし 木佐貫 裕史	資産評価官	評価係長	○ ○
沖縄	かなは こうじ 我那覇 浩司	資産課税課	資産税係長	○ ○
	みねい まさし 嶺井 政志		評価係長	○ ○

## 全国国税局資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 配席図

〔 令和 6 年 11 月 11 日、 12 日  
第 一 会 議 室 〕

### 席傍側倒序



## 全国国税局資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 配席図（議題3）

〔 令和 6 年 11 月 11 日、12 日  
第 一 会 議 室 〕

### 序側傍聴席

# 課税総括課 松井 データ活用企画官

事務方

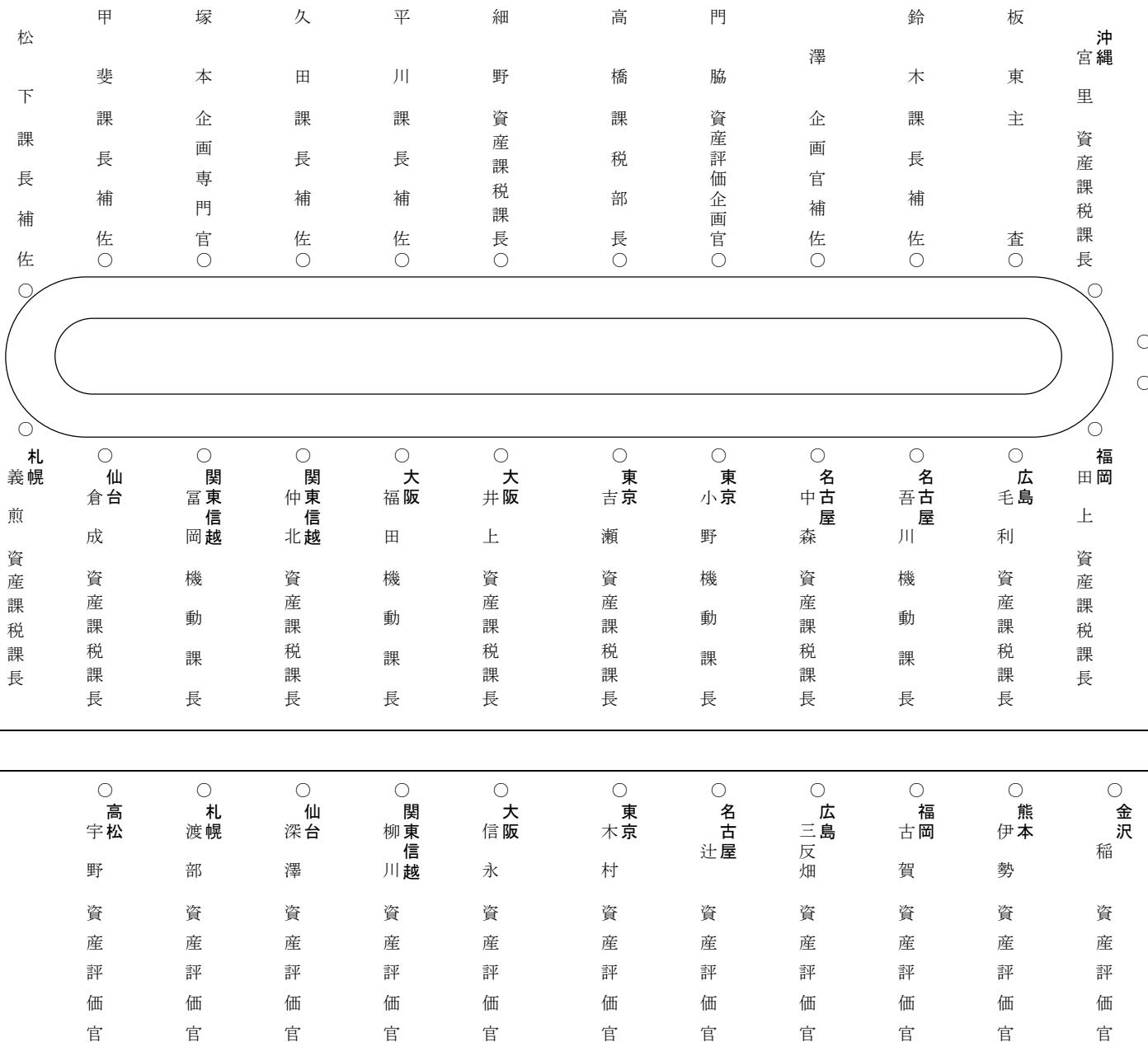
Three empty vertical columns for notes.


## 隨行者席

東京	関信	熊本
東京	広島	熊本
東京	広島	高松

大阪	仙台	高松
大阪	仙台	金沢
名古屋	福岡	金沢

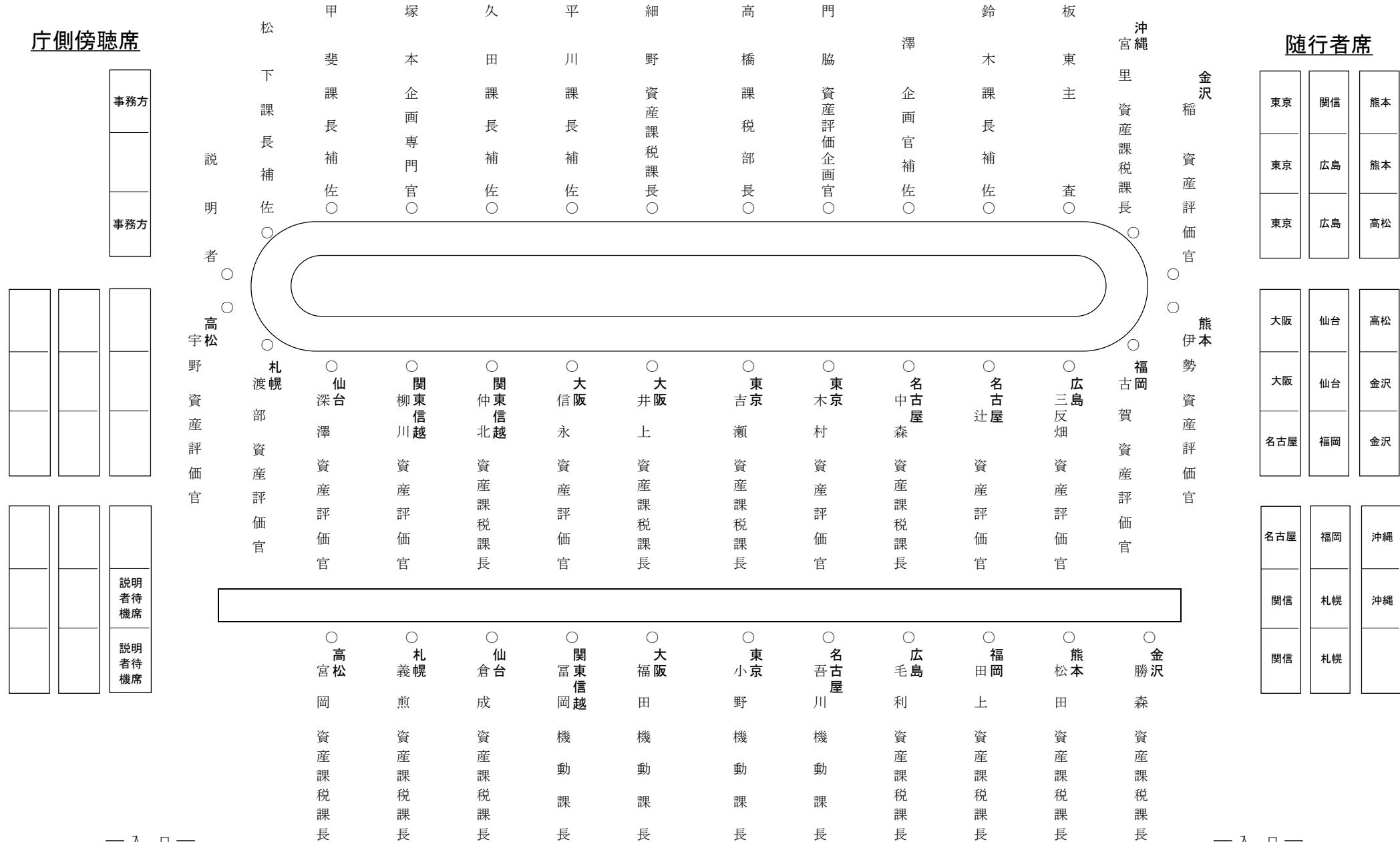
名古屋	福岡	沖縄
関信	札幌	沖縄
関信	札幌	



## 全国国税局資産課税課長・機動課長・資産評価官会議 配席図（議題9）

〔 令和 6 年 11 月 11 日、12 日 〕  
第一 会 議 室

### 席傍側倒序



情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資 料	1
令和6.11.11 11.12 資産課税課	

## コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営

コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の実現に向けては、実地調査と簡易な接触をバランスよく効果的・効率的に実施していくこととしている。

令和5事務年度の調査等事務運営については、調査の重点化の方針に沿った調査必要度の高い納税者に対する深度ある実地調査と簡易な接触による幅広い是正を行った結果、追徴税額等の調査諸効率の向上が図られた。

今後、更なる調査の重点化を図るためには、追徴税額を意識した調査優先度判定を実施し、調査対象事案の高階級シフトを進めていくほか、不正把握を念頭に置いた深度ある調査を実施していく必要がある。

また、簡易な接触（行政指導）による幅広い是正も積極的に進めているところ、行政指導に応じない者については、納税者のコンプライアンス確保の観点から、適切に調査等を実施していく必要がある。

本会議では、コンプライアンスリスクに応じた最適な事務運営の実現に向けた各種検討課題について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

- 重加算税賦課割合が低下傾向にある要因をどのように考えるか。また、不正把握を念頭に置いた深度ある調査を更に推進していくためにどのように取り組んでいくべきか。
- 行政指導に応じない者への対応方針へどのように取り組んでいくべきか。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 2

令和6.11.11  
11.12  
資産課税課

## 環境変化に伴う資産税調査事務運営の将来像

資産税における調査事務運営については、GSSの導入（令和7事務年度）、内部事務の全署センター化（令和8事務年度）、KS2への移行（令和8事務年度）、DXの推進などの環境変化を念頭に、最適な事務運営体制を検討していく必要がある。

本会議においては、国税組織の環境変化を踏まえた資産税調査事務運営の将来像について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

国税組織の環境変化を踏まえた資産税調査事務運営の将来像をどのように考えるか。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 3

令和6.11.11

11.12

資産課税課

## データ活用の事務運営への実装

### 1 データ分析プロジェクト等を活用した調査選定等の実施

資産課税課では、データ活用の事務運営への実装に向けた取組の一環として、本事務年度は、①データ分析プロジェクト及び特化型モデルの開発や試行の拡大、②Python で再構築した相続税選定支援ツールRINの運用体制の整備に取り組んでいるところである。

本会議においては、これら取組について、その進捗状況や今後の対応の方向性について説明する。

### 2 資産課税課におけるデータ活用の推進に向けた取組体制の検討

令和6事務年度から「データ活用推進第三次中期計画」(発展期)となり、これまでデータ活用取組を着実に推進してきたところである。

発展期終了後のデータに基づく事務運営の浸透・常態化に向けては、限られた人材や分析環境を有効活用するための全庁的な取組体制の検討が必要となる。

本会議では、資産課税課において庁局が実施しているデータ活用取組の現状を踏まえた上で、今後のデータ活用の取組体制について意見交換を行う。

#### 【意見交換事項】

課税部長会議では、第三次中期計画の発展期終了後の課税部におけるデータ活用の取組体制について、意見交換を行った。

資産課税課においては、58条通知のオンライン化、相続税申告書第11表の様式改定、AI-OCRの導入などによって、活用できるデータの種類・量が増加する見込みであるため、引き続きデータ活用取組を推進していく必要がある。

限られた人員の中、データ活用を事務運営に実装していくに当たっては、庁と都市局資産課税課（主として東京局・大阪局）に人を集約してデータ分析プロジェクト、調査選定ツール及び各種特化型モデルを開発していく方向性が望ましいと考えるが、今後の局データ活用担当は、どのような役割と体制が望ましいと考えるか、情報システム課との連携も踏まえた上で、各局の意見を伺いたい。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)資料 4  
令和6.11.11  
11.12  
資産課税課

## 相続税申告のオンライン利用率の向上に向けた取組

相続税申告のオンライン利用率の向上については、「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき策定された「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和6年10月21日改定）において、オンライン利用率の具体的な目標値を定め、オンライン利用率の目標達成に向けて、積極的な利用勧奨に取り組むこととしている。

相続税申告のオンライン利用率は、令和6年度以降は更に高い目標値（※KPI⇒令和6年度：48.0%）が設定されているところ、利用勧奨に当たっては、相続税申告の税理士関与割合が高いことを踏まえ、幹部のトップセールスを含め、引き続き、庁局署一体となって、税理士等に対する積極的な利用勧奨に取り組む必要がある。

### 【取組状況の共有】

- 相続税申告のオンライン利用率向上に向けた各局の取組状況（今後の予定を含む）について

情報開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 5

令和6.11.11

11.12

資産課税課

## 機動課の取組について

デジタル技術の活用により資産税調査事務の効率化・高度化を進める中で、優先度判定事務を集約化することでエリアを超えて局全体で調査優先度の高い事案を選定する体制が整った将来においては(議題2参照)、エリアを超えて調査優先度の高い事案へ重点的に事務量を投下することが可能となる。機動課では、主に相続税調査の署への支援(①事務量支援、②事案支援、③若手等指導支援)を実施することとしており、近年、若手等職員に対して調査支援・指導育成を中心に行ってきたところであるが、資産税調査事務の将来像を踏まえ、機動課による調査優先度の高い自己事案の実施についても検討する必要がある。

また、若手等職員に対する充実した調査支援・指導育成は引き続き重要であるところ、こうした環境変化を踏まえた指導支援の在り方についても検討する必要がある。特に調査2年目以降の者については、機動課の調査優先度の高い自己事案に若手等職員を同行させることで、機動課による自己事案の実施と若手等指導支援の両立も可能ではないか。

本会議では、上述の課題に関し、今後の対応等について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

今後、若手等指導支援に加え、調査優先度の高い事案を自己事案として取り組んでくことについてどのように考えるか。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 6

令和6.11.11

11.12

資産課税課

## 国際化への対応について

海外資産に係る非違の把握に重点を置いた調査事務運営を行うためには、海外資産に係る非違が見込まれる事案を的確に選定し、複雑困難な事案に対しては、専門的知見を有する国際税務専門官等による深度ある調査を行う必要がある。

こうした点について、過去の会議等の議論では、

① 国際税務専門官が設置されていない地方局では、局署で選定を行っているが、専門的な知見やノウハウの蓄積がないため、着目を要する事項について網羅的に確認がなされず、海外非違が見込まれる事案が選定漏れとなっているのではないか、

② 国際税務専門官の設置状況は局によって異なっており、海外資産に係る非違が見込まれる事案を的確に選定・調査するためには、国際税務専門官等のノウハウ・知見の共有・蓄積を図っていくことが必要ではないか、

といった課題が把握されている。

本会議では、上述の課題に関し、今後の対応等について意見交換を行う。

### 【意見交換事項】

- 前事務年度に引き続き、地方局の事案については、国際税務専門官の設置局の国際税務専門官が、海外資産に係る非違に焦点を絞った選定の実施、調査の支援を行う必要があると考えられるが、この点について、どのように考えるか。
- 国際税務専門官等のノウハウ・知見の共有・蓄積のため、より活発な人員交流及び人事体制が必要であると考えられるところ、局間短期併任の庁案についてどのように考えるか。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 7

令和6.11.11  
11.12  
資産課税課

## KSK2導入後の事務運営を踏まえた今後のシステム開発について

令和8年9月のKSK2の運用開始が迫るなか、現行システム（KSK・e-Tax）の開発は税制改正などに起因するものに限られ、事務の高度化や利便性向上に係るシステム開発は制限されている。

一方で、KSK2のリリース後はこれまでの制限はなくなり、事務の高度化や利便性向上策に係るシステム開発も可能となる見込みであることから、これに的確に対応するため、計画的に開発案件等の検討を行う必要がある。

そのため、本会議では、KSK2導入後の事務運営を踏まえた今後のシステム開発の方向性や検討スケジュール等について説明する。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 8

令和6.11.11  
11.12  
次世代事務運営  
資産担当

## KSK2導入に向けた取組

### 1 業務マニュアルの策定と職員の理解浸透

KSK2の導入により、業務センターや署における事務処理が、大きく変更されることとなる。

そのため、KSK2導入後の事務処理手順に基づき、「利用者（職員）目線」・「一覧的」・「分かりやすさ」を重視し、業務マニュアル（業務センター用）と業務マニュアル（署用）の策定作業を進めているところである。

また、早期の段階から職員の理解を深めていく必要があることから、これまでに共通的事務の具体的な事務処理イメージを作成し、e ラーニング（音声解説付き）で配信したほか、KSK2への関心を高めるための情報をQ&A形式で発信している。今後も、必要な情報を前広に発信していくこととしている。

### 2 テスト運用、研修の実施

事務処理手順が特に大きく変更となる業務センターの事務を対象に、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において、「テスト運用」を実施する予定である。

さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 9

令和6.11.11

11.12

資産評価企画官

## 資産評価事務当面の課題

### 1 適正な路線価等の作成について

令和6年分路線価図等の誤りの発生を受け、再発防止の徹底を図る。

### 2 標準地数等の適正化等について

資産評価事務については、効果的・効率的な事務運営に努め、その一環として、路線価地域の倍率地域への移行を進めることとしている。その中で、署の最高地についても、倍率地域への移行が可能な地域は、移行準備が整った地域から順次、移行を進めることとしている。

他方で、物価の高騰や職員数の減少など、確保できる予算や事務量が限られる中、その限られたリソースの範囲内で、納税者利便の向上や経済社会の変化等に対応しつつ、効果的・効率的に路線価等の精度を確保していくためには、倍率地域への移行のみならず、その他の適正化に向けた取組の実施も併せて必要となる。

このため、標準地数等の適正化等について、意見交換を行う。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 10

令和6.11.11

11.12

資産課税課

## 事務管理の徹底

### 1 厳正・的確な事務処理の確保

国税の事務は、一つ一つの処理が納税者の権利・義務に直接影響を及ぼすものであり、厳正・的確な事務処理の確保が強く求められている。

一度、不適切な事務処理がなされると、その是正に多大な事務量を投下する必要があるばかりでなく、税務行政に対する国民の信頼を失いかねない事態となるなど、執行に多大な悪影響を及ぼすこととなる。

特に、マイナンバーを含む特定個人情報等については、より厳格に取り扱っていく必要がある。

厳正・的確な事務処理を確保するためには、管理者が各事務の重要性を十分認識し、その職責を全うするとともに、職員一人一人が担当事務を十分理解した上で事務を処理していく必要がある。

したがって、事務の実施に当たっては、①各職員による事務処理手順の遵守、②統括官等の管理者の事務管理の徹底、③過去の不適切な事務処理事例を踏まえた再発防止策の確実な実施、④署幹部、局主務課による事務監査の厳正な実施などにより、厳正・的確な事務処理の確保を図っていく。

### 2 行政文書・情報の管理の徹底

国税庁は、納税者の極めて重要な個人情報等を取り扱っており、納税者に関する情報が流出した場合には、納税者からの税務行政に対する信頼を失いかねないことから、行政文書・情報の適切な管理に努める必要がある。

引き続き、情報管理点検等の取組を通じて、職員一人一人が行政文書等の適切な管理の重要性について認識した上で、事務処理手順等を遵守し、行政文書の紛失等（以下「紛失等事案」という。）の未然防止を徹底する必要がある。

### 3 緊急対応事案への対応

緊急対応体制の整備の目的は、納税者や税務行政等に大きな影響を及ぼすおそれのある緊急に対応すべき事案の発生時に適切に対応することにより、納税者等の権利・利益の保護、情報漏えいの防止、職員の安全確保、税務行政の円滑な遂行、税務行政に対する信頼の確保等を図ることにある。

緊急対応事案が発生した場合には、①管理職員は、自ら情報の収集に努めるとともに、②庁・局・署間において主管課・総務課によるダブル・トラック方式により報告を行い（別紙1－1・1－2「緊急対応体制イメージ図」参照）、③事案の類型に応じ、関係課へ報告・連絡を行うことにより、適切に対応することとしている。

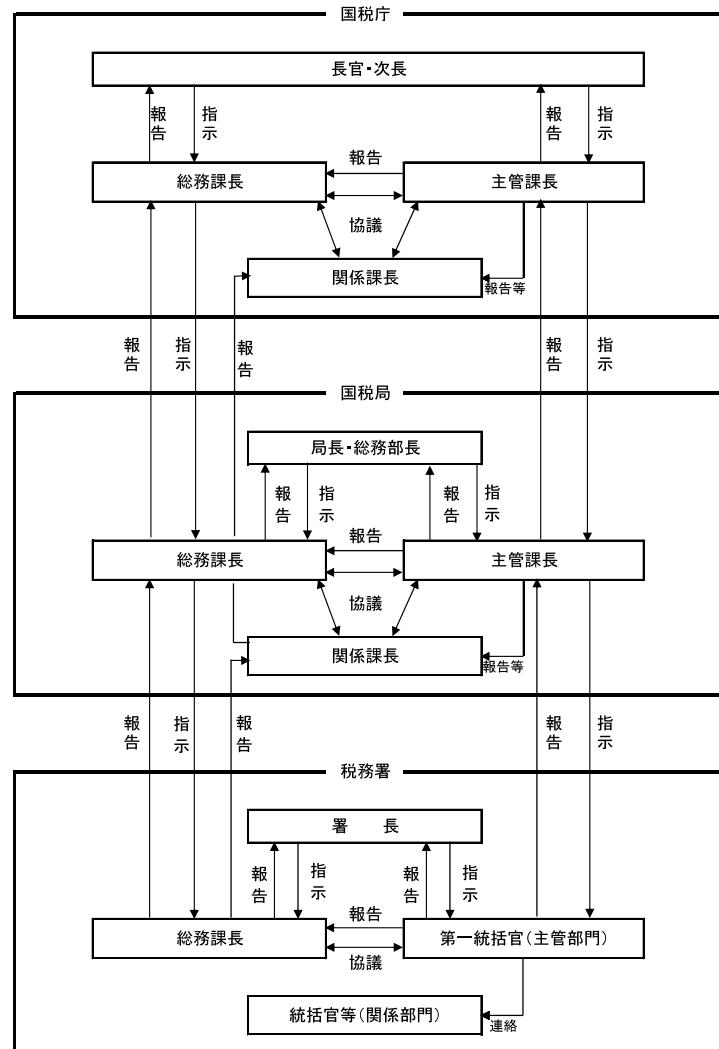
また、緊急対応を行うべき不適切事案の範囲及び事案の発覚から庁へ第一報（口頭でも可）を報告するまでの標準報告期限を設定し、不適切事案に関する庁・局・署間の迅速な情報共有に務めている（別紙2「緊急対応事案類型別報告期限一覧表」参照）。

### 4 綱紀の厳正な保持

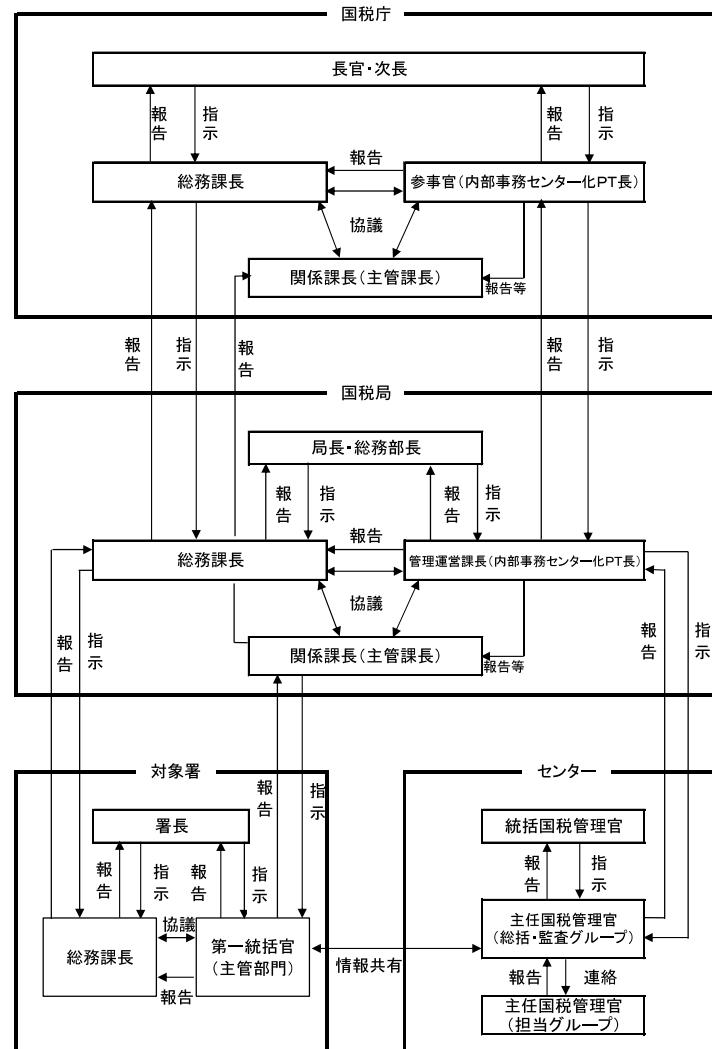
職員一人一人の綱紀の保持、高いモラルの維持は、国民の理解と信頼を得て税務行政を行っていく上での前提であることを踏まえ、納税者・税理士等との癒着などの非行はもとより、職員の公正性を疑われるような行為などの服務規律違反が生じることのないよう、引き続き公務員倫理の徹底と服務規律の厳正な保持に努める。

特に、税務職員の守秘義務の遵守については、申告納税制度を基本とする税務行政を円滑かつ公正に行うに当たり、納税者の信頼と協力を確保するために必要不可欠であることを十分認識し、徹底する。

緊急対応体制イメージ図  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)

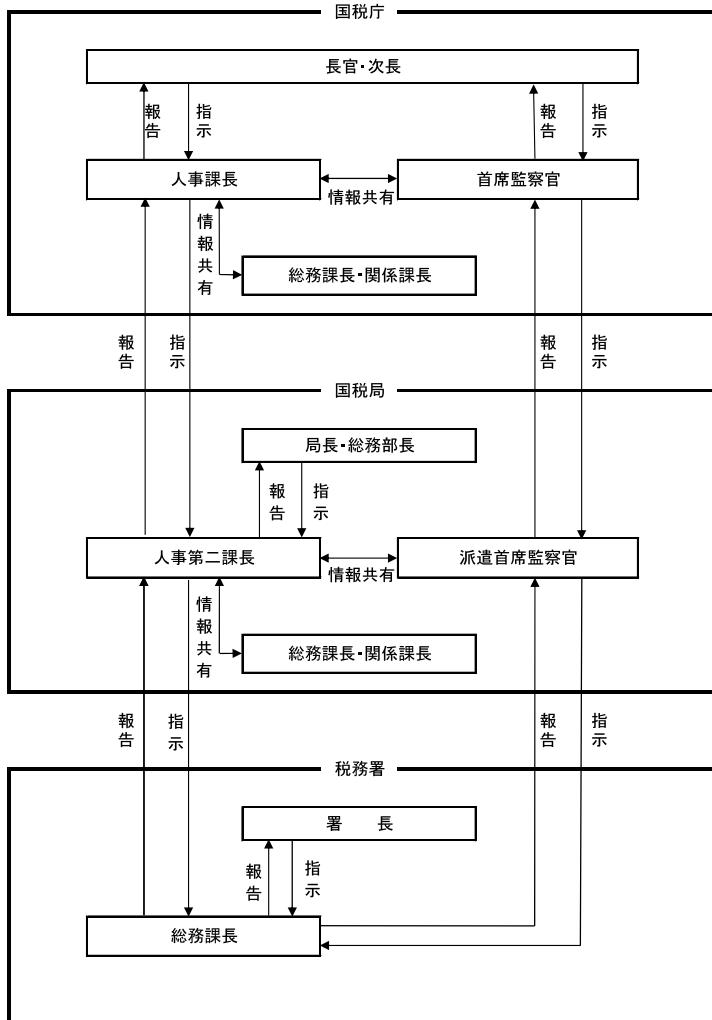


センター用 緊急対応体制イメージ図  
(災害・犯罪関係原因事案及び事務処理関係原因事案)

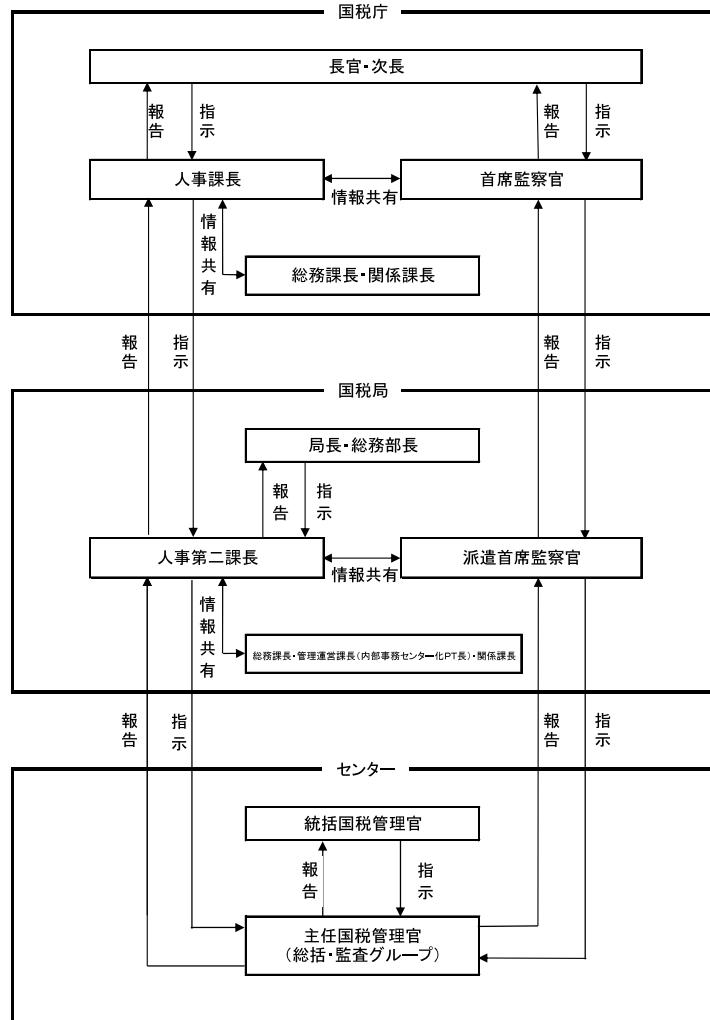


※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が総括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



センター用 緊急対応体制イメージ図  
(非行関係原因事案)



※ 署から局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※センターから局への報告及び局から庁への報告は、いずれも速やかに行うものとする。特に、職員逮捕やマスコミ報道が見込まれるなど、重大な非行関係原因事案を把握した場合には、直ちに第一報を報告するものとする。

※コール・調査支援グループの単独設置センターにおいては、当該グループの主任国税管理官が統括・監査グループの主任国税管理官と同様の役割を担う。

## 緊急対応事案類型別報告期限一覧表

報告を要する事案	標準報告期限 (第一報)
<b>現金過不足等</b>	
現金領収金額の過不足・亡失	翌日まで
<b>情報漏えい等</b>	
庁舎外に持ち出した行政文書（公表文書を除き、情報処理機器及び情報記録媒体を含む。以下同じ。）等の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者等から受領した書類（一時的に借用したものを含む。）の紛失、置き忘れ、盗難	翌日まで
納税者を取り違えた処分・指導（例）同姓同名の別人に対する差押え	翌日まで
行政文書等（公表文書を除く。）のインターネット等への流出	翌日まで
外部委託業者による契約に違反した行為（保管・複製・再委託等）及び業務上における事故等に伴う情報流出等	翌日まで
納税者情報の誤発送・誤交付（未開封のもの及び納税者の特定の可否にかかわらず組織外に流出したものを含む。） ※ 郵便局職員による誤配達等当局に責任のないものを除く。	3日目まで
納税者情報の私的利用（例）国税情報システムの私的検索	3日目まで
<b>所在不明等</b>	
行政文書の所在不明・誤廃棄・き損	3日目まで
<b>事務処理誤り・遅延</b>	
同一の納税者に対して事務処理を2回以上誤った事案	翌日まで
不適切な事務処理に起因して、10人以上と認められる納税者の権利・利益に影響を与えた事案 (例) 地方税当局への閲覧・回付漏れ	翌日まで
同様の事務処理誤りが他局・他署においても発生すると想定される事案 (例) システムを利用した事務処理誤り	翌日まで
不適切な事務処理等に起因して更正・決定の除斥期間その他の処理期限を超過した事案のうち対応を要する事案 (例) 国家賠償による対応を要する事案	3日目まで
違法な処分を行ったことが明らかである事案 (例) 処理期限超過後の更正・決定等の処分	3日目まで

- (注) 1 上記期限にかかわらず、署又はセンターから局への報告は原則として事案発覚日の当日中に、また、局から庁への報告は原則として署又はセンターから報告を受けた当日中（局において発生した事案については原則として事案発覚日の当日中）に行うよう努めることとする。  
なお、標準報告期限（第一報）において、「翌日まで」とあるのは、事案発覚日（担当者が事案の発生を認識した日をいう。以下同じ。）の翌稼働日を報告期限とし、「3日目まで」とあるのは、事案発覚日から3日目の稼働日を報告期限とする（例：木曜日に発覚した事案については、月曜日が報告期限となる。）。
- 2 第一報については、文書でも口頭でも可とし、口頭の場合は、その後速やかに文書で報告する。
- 3 納税者や税務行政等に及ぼす影響が極めて大きいと認められる場合など、直ちに対応を要する事案（例：報道が想定される事案）については、上記の期限にかかわらず速やかに報告するものとする。
- 4 その他、一覧表に該当しない事案についても、早期に報告が必要と判断される事案については適時報告する。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間：5年  
(令和11事務年度末)

資料 11

令和6.11.11

11.12

監督評価官室

## 監督評価事務

### 1 監督事務

#### (1) 全府的監督

全府的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全府的監督テーマとして事務監察を実施する。

#### (2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

### (3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

なお、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

## 2 実績評価事務

### (1) 令和5事務年度の評価結果

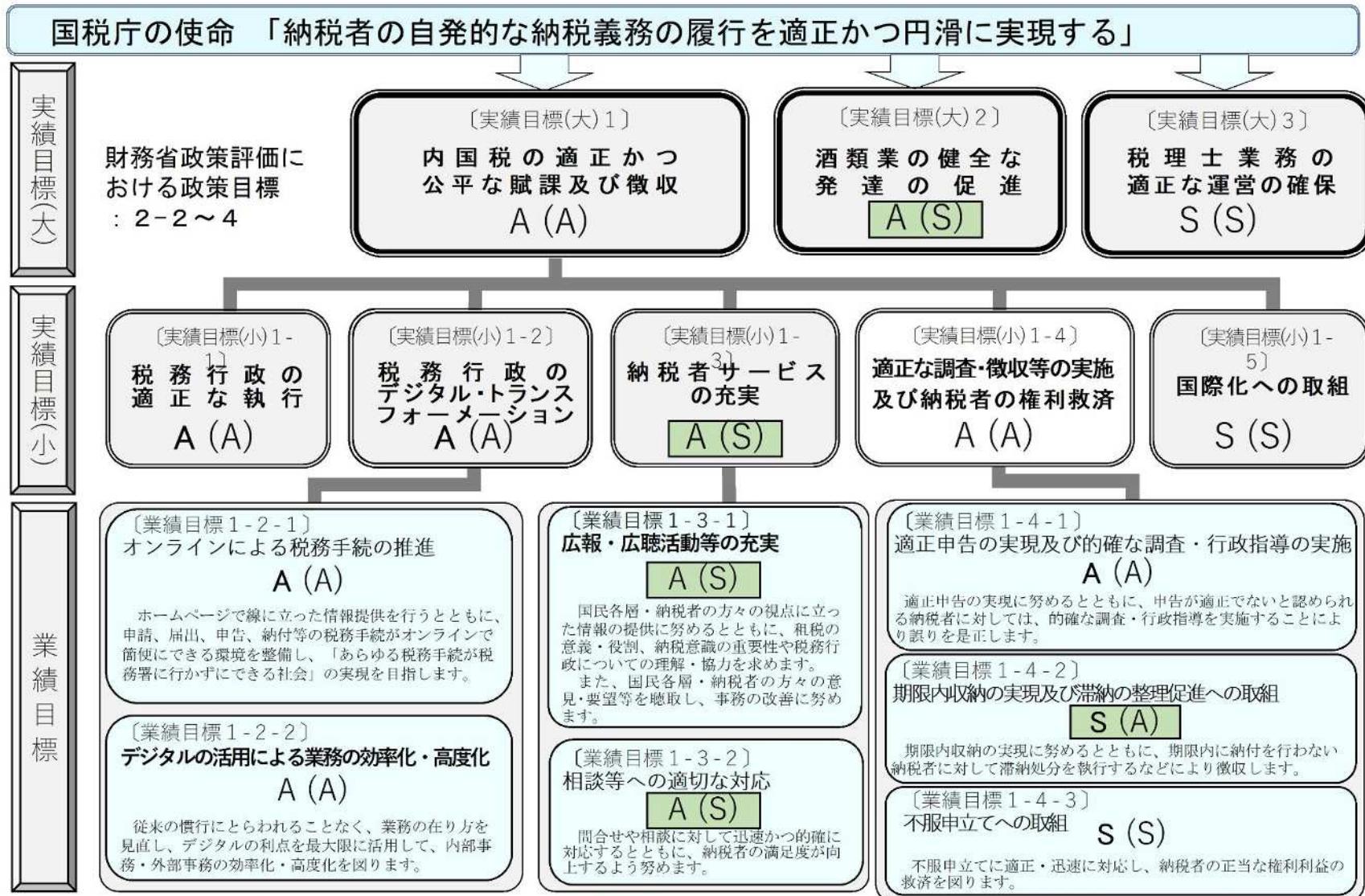
令和5事務年度の評価結果については、以下に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、P D C Aサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

＜令和5事務年度における主な測定指標の達成度（資産課税課関係）＞

測定指標名	目標値	実績値	達成度
・『更正の請求』の3か月以内の処理件数割合 <sup>(注)</sup>	95%	97.2%	○
・e-Tax の利用状況（相続税の申告手続）	40%	37.1%	×
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)	-	○
・調査関係事務の割合 <sup>(注)</sup>	65%	65.0%	○
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)	-	○
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)	-	○
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)	-	○

(注) 各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値や実績値を算出している。

## 令和5事務年度の評価結果



## (2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の実施計画においては、令和5事務年度の実績目標を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現を図るため、これらの目標を認識して事務に取り組む必要がある。

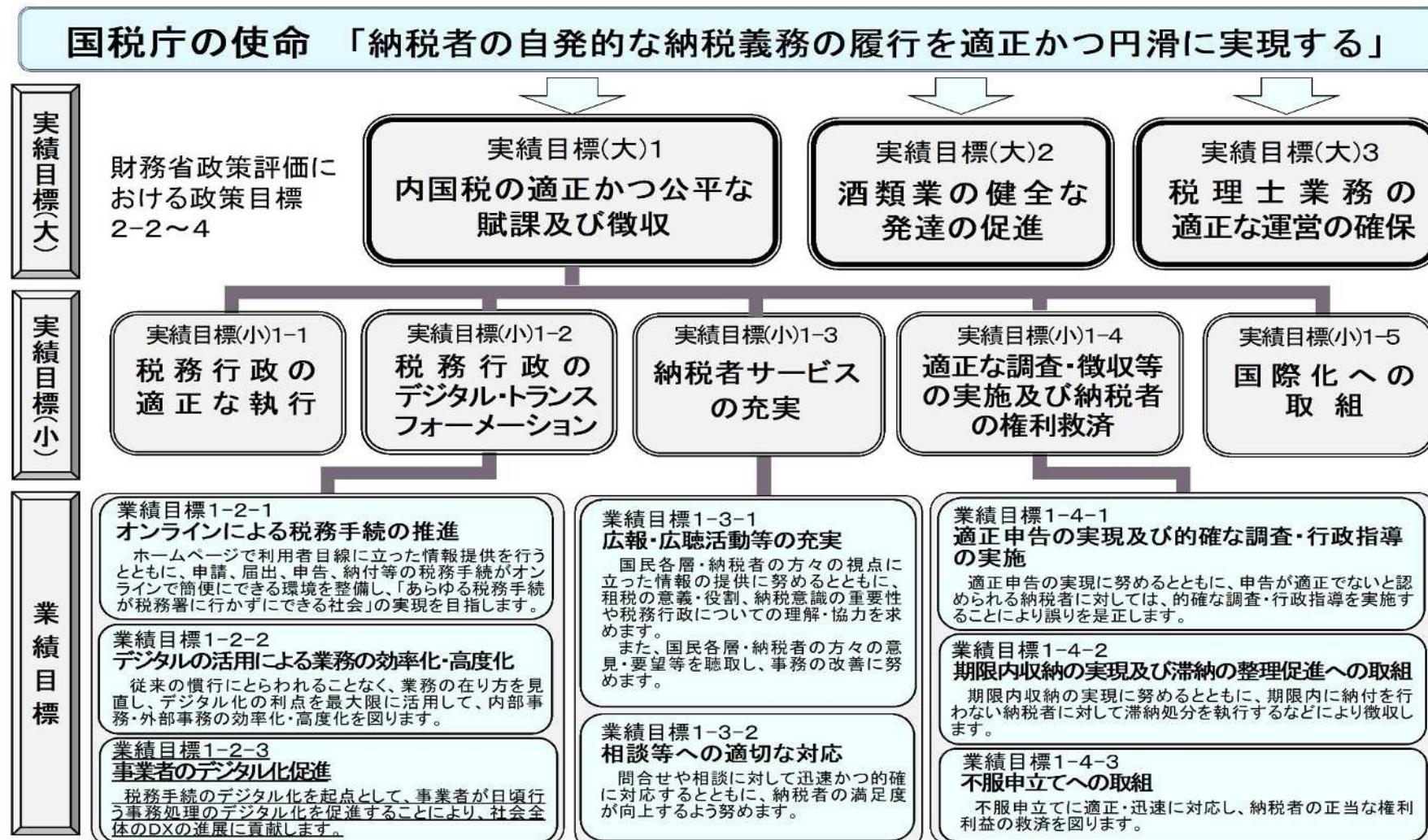
### ＜令和6事務年度における主な測定指標（資産課税課関係）＞

測定指標名	目標値
・『更正の請求』の3か月以内の処理件数割合 <sup>(注1)</sup>	95%
・e-Taxの利用状況（相続税の申告手続）	48%↑ <sup>(注2)</sup>
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)
・調査関係事務の割合 <sup>(注1)</sup>	65%
・効果的・効率的な調査事務運営の推進	(定性目標)
・大口・悪質な不正事案等への的確な対応	(定性目標)
・国際化や新分野の経済活動への的確な対応	(定性目標)

(注1) 各事務系統の件数又は事務量を合算して目標値を算出している。

(注2) 「↑」は、令和6事務年度の実施計画において、目標値が引き上げられていることを示す。

## 「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)

庁文書保存年限 5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 12

令和6.11.11  
11.12  
長官官房監察官室

## 監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることができるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資 料	13
11.12	令和6.11.11
徵 収 課	11.12

## 滞納の未然防止の取組

適正・公平な課税は、納税がなされて初めて実現されることから、滞納の未然防止については、国税組織全体として取り組む必要があり、賦課・徵収の緊密な連携の下、積極的に取り組んできたところである。

引き続き、令和6年6月27日付徵徵2-28ほか14課共同「滞納の未然防止等に関する取組について」(指示)に基づき、賦課・徵収の一層の緊密な連携の維持・強化により、次の施策に取り組んでいただきたい。

### 【滞納の未然防止・早期徵収に関する施策】

- 期限内納付及び納税についての納税者利便の向上に関する広報・周知
- 納期限前後における納付指導の実施
- 調査時における滞納の未然防止等
- 源泉所得税の未納に対する賦課・徵収の連携・協調

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 14

令和6.11.11  
11.12  
查 察 課

## 査察事務の現状と課税部との連携

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としている。

この目的を達成するため、査察事務の運営に当たっては、社会的に非難されるべき悪質な脱税者を的確に摘発し検察官に告発できるよう、情報事務と調査事務を通じて、組織力を発揮した効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、社会的波及効果が高い事案の立件・処理に積極的に取り組むこととしている。

近年の経済社会のデジタル化・国際化等の進展など、査察を取り巻く環境が大きく変化する中、これらの変化に的確に対応し、引き続き社会的に非難されるべき悪質な脱税者を摘発していくため、課税部と連携を密にし、経済社会情勢に着目した戦略的な取組に際しての協調を的確に行うこととしている。

○ 着手及び告発件数の推移

項目	年 度	令和元	2	3	4	5
着 手 件 数		件 1 5 0	件 1 1 1	件 1 1 6	件 1 4 5	件 1 5 4
処理件数 (A)		1 6 5	1 1 3	1 0 3	1 3 9	1 5 1
告 発 件 数 (B)		1 1 6	8 3	7 5	1 0 3	1 0 1
告 発 率 (B/A)		% 7 0 . 3	% 7 3 . 5	% 7 2 . 8	% 7 4 . 1	% 6 6 . 9

○ 税目別の告発件数の推移

税目	年 度		令和元		2		3		4		5	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
所 得 税	件 1 7	% 15	件 8	% 10	件 9	% 12	件 1 9	% 18	件 1 4	% 14		
法 人 税	6 4	55	5 5	66	4 3	57	4 7	46	5 9	58		
相 続 税	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1		
消 費 税	内 1 1 3 2		内 9 1 8		内 9 2 1		内 1 6 3 4		内 1 6 2 7		27	
源泉所得税	3	2	2	2	2	3	1	1	0	0		
合 計	1 1 6	100	8 3	100	7 5	100	1 0 3	100	1 0 1	100		

(注) 消費税の内書は、消費税不正受還付事案（ほ脱犯との併合事案を含む）の告発件数である。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 15  
令和6.11.11  
11.12  
資産課税課

## 令和6年分確定申告への対応

令和6年分確定申告においては、引き続き、自宅等からのe-Taxを利用した申告の推進や、適切な確定申告会場の運営に取り組むこととしている。

本会議では、令和6年分確定申告における各局の取組状況について、共有する。

情報開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料	16
令和6.11.11	11.12
企画課内部事務センター化P	T

## 内部事務のセンター化

### 1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

### 2 令和5事務年度の状況

#### (1) 業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センター等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

#### (2) 事務処理体制

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務系統の垣根を越えた既存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KS2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

(3) **行政指導**

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

### 3 令和6事務年度の課題

(1) **KS2を活用した事務運営・事務処理体制の検討**

KS2の導入を見据え、KS2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

(2) **センターの安定的な運営とBPRの推進**

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

(3) **行政指導の充実**

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

(4) **KS2の導入に向けた準備**

KS2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 17

令和6.11.11

11.12

総務課税理士監理  
室

## 税理士法違反行為への対応について

### 1 基本的な考え方

国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを達成するため、税理士及び税理士法人がその公共的使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、税理士業務の適正な運営の確保に努める必要がある。

### 2 税理士法違反行為情報の収集と課税調査等と税理士調査の連携

各税局(所)における税理士監理官及び税理士専門官等は、税理士法違反行為の疑いがある税理士・税理士法人や税務書類の作成等を行っている税理士等でない者に対する調査等を行っている。

これらの調査等を効果的・効率的に実施するためには、

① 税理士等による税理士法違反行為(故意による不真正税務書類の作成や調査妨害、その他税理士法に規定する各種義務違反行為など)

② 税理士等でない者による税務書類の作成などの税理士法違反行為

に関する情報の収集が不可欠であることから、課税調査担当者が、課税調査の過程において多額の不正行為の事実を把握などしたときには、税理士等の不正関与等の有無を必ず確認し、不正関与等の疑いがあると認められる場合には、税理士監理官への速やかな連絡を行うとともに、平成14年6月28日付官総6-106ほか12課共同「『関係各部課及び税務署から税理士監理官への情報提供要

領』の制定について』(事務運営指針)に則って、「税理士等情報せん」を作成して、局税理士監理官へ情報提供することとしている。

また、令和6年6月19日付官税1-40ほか15課共同「令和6事務年度における税理士関係事務の運営に当たり特に留意すべき事項について」(指示)において、課税調査担当者から、課税調査において税理士法違反行為の疑いを把握した旨の連絡があった場合、局署税理士事務担当者は、当該課税調査の担当部署との間で、課税調査や税理士法違反行為に係る調査の処理方針等について意識共有を図るとともに、当該担当部署に対して、税理士法違反行為に関する証拠資料の収集と保全を確実に行うよう依頼することとしている。

加えて、課税調査において税理士による調査妨害が疑われる行為を把握した場合は、具体的な事実に基づく当該行為の詳細(日時、場所、当方及び相手方の言動に関する具体的な事実など)について、調査経過記録書に確実に記録を残すなど、適時・適切な証拠資料の収集・保全が重要である。

このため、税理士法違反行為情報の収集と課税調査と税理士調査の連携についてお願いするもの。

情 開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

保存期間 : 5年  
(令和11事務年度末)

資料 18

令和6.11.11

11.12

消費税室

## 消費税室当面の課題

### ○ 印紙税同時処理等の充実

印紙税に係るコンプライアンスの維持・向上のためには、納税者・課税文書と接触する機会を活用・確保して、印紙の貼付状況の確認、資料情報の収集を実施することが重要である。

具体的には、①署の資産課税部門の調査時に印紙税の不納付事実を把握した場合の「同時処理」の実施及び②不納付文書等を把握した場合に「不納付文書等連絡せん」を作成して資料化することについて、引き続き「職員の意識付け」を徹底していく。

なお、課税文書を大量に作成している納税者や、使用済印紙を再使用する等の悪質な納税者に対しては、間接諸税調査担当者が深度ある調査を実施することとしているため、このような納税者を把握した場合には間接諸税担当に連絡する。

#### (参考) 印紙税同時処理等事績の推移

事務年度	資産課税部門			個人課税部門			法人課税部門		
	不納付申出 (者)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)	不納付申出 (者)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)	不納付申出 (社)	不納付税額 (百万円)	不納付文書連絡せん (枚)
R元	57	1	128	695	13	1,289	11,125	292	11,924
R2	27	1	84	266	5	728	3,540	101	7,362
R3	25	1	79	334	9	741	5,686	176	7,778
R4	25	1	57	420	6	818	8,264	247	12,121
R5	32	1	58	470	10	1,091	8,122	267	9,801

(注) 不納付文書等連絡せんとは、取引先等から交付を受けて所持している課税文書で、印紙税が不納付となっている課税文書等を確認した場合に、その不納付事実等について資料化するものである。